

学生救急救命技術選手権 開催再開の指針

一般社団法人全国救急救命士教育施設協議会
学生研修部会 学生選手権委員会

1. 指針の趣旨と目的

新型コロナウイルス感染症については、変異株の拡大等、引き続き警戒が必要な状況にあります。このような中、学生救急救命技術選手権（以下、**選手権**）を開催するに当り、十分な感染防止対策を講じ、地方大会や全国大会（以下、**大会**）に参加する学生はもちろんのこと、運営に携わるスタッフの安全を守る必要があります。

そのため、大会の開催に際して、参加する学生とその関係者および実行委員会の参考となるよう、留意すべき事項について指針としてまとめました。本指針をもとに感染防止対策に努めていただきますようお願いいたします。

なお、この指針は日本国政府・厚生労働省・スポーツ庁等の方針に準拠して作成されており、選手権を通して感染が拡がらないようにする目的で作成されています。指針をよく読み、遵守して選手権に臨まれるようお願いいたします。

令和3年10月

2. 開催に必要な条件

以下の条件を**すべて満たす**場合、大会の開催ができる。

- a. 大会中、本指針に則り感染防止対策を適切に行えること。
- b. 大会当日、開催地住所が緊急事態宣言の対象地域に含まれていないこと。
- c. 大会当日、3校3チーム以上の参加があること。
(参加校の住所が緊急事態宣言の対象地域に含まれた場合、参加を禁じる。)

3. 開催を中止する条件

以下の条件の**いずれかを満たす**場合、大会は中止（延期）する。

- a. 大会当日、開催地住所が緊急事態宣言の対象地域に含まれた場合。
- b. 大会当日の参加が3校3チームに満たない場合。
- c. その他、実行委員会が開催困難と判断した場合。

※緊急事態宣言が発出されるなど、中止判断がされた場合には速やかに周知を行うこと。

4. 大会の運営

a. 観客の取り扱い

大会では観客を入れず、無観客での実施とする。

b. 感染防止責任者の配置

- i. 実行委員会は大会ごとに感染防止責任者を配置すること。
- ii. 参加校に対して、学校ごとに参加校の感染防止責任者を配置させること。

c. 感染防止措置の周知

感染防止のために実施すべき事項や大会に参加する選手・引率教員・評価者・スタッフ等(以下、**参加者等**)が遵守すべき事項をあらかじめ整理し、周知すること。

d. 開閉会式等

- i. 開会式、抽選会、表彰式等を実施する場合は、必要最小限の出席者とする。
- ii. 出席者にはマスクを着用させること。
- iii. 周囲の人と1~2mの距離を空けさせること。

e. 入場の管理

- i. 以下に該当する場合は入場を許可してはならない。
 - 新型コロナウイルスワクチンの2回の接種が証明できない、または、大会前3日以内のPCR検査の陰性証明が提示出来ない場合。
 - 大会に参加する14日前からの体温や体調等に異常がある場合や、入場時に体調に異常がある場合(例:発熱・咳・咽頭痛等の症状がある場合)。
 - 同居家族や身近な知人に感染が疑われる者がいる場合。
 - 過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合。
- ii. 入場の管理は<参加者等の入場可否基準>に基づき行う。

<参加者等の入場可否基準>

14日前	-13	...	-8	-7	...	-4	-3	-2	-1	当日
記録 開始										会場 受付
×:ワクチン接種証明書(写し)またはPCR検査の陰性証明書が提出出来ない場合。 ×:大会当日、発熱 ^{注1)} や諸症状 ^{注2)} がある場合。 ×:健康記録表等、実行委員会が必要とした書類を提出しない場合。 ×:出場チームにおいて参加選手・引率教員が1人でも有症状のために参加不可となった場合、原則チーム全体を参加不可と判断する。										
注1)発熱の基準は、37.0℃以上とする。ただし、平熱が37℃前後の場合は、平熱+0.5℃までは参加を認める。平熱は直前2週間の平均値とする。 注2)諸症状は、発熱や咳等の感冒症状を指す。										

5. 参加者等への要求事項

a. 体調管理

- i. すべての参加者等は、健康管理や参加の可否の判断、感染が発生した場合の連絡体制等の手順について、周知された内容に従い、感染防止対策に協力すること。
- ii. すべての参加者等は、以下のいずれかの条件を満たした場合に入場できる。
 - 新型コロナウイルスワクチン接種を 2 回完了している。
(ワクチン接種証明書または 2 回の接種が分かる接種券や接種済書等の提示)
 - 大会前 3 日以内の PCR 検査結果が陰性である。
(PCR 検査を受け、PCR 検査結果が陰性である証明書等を提示。)
- iii. すべての参加者等は、大会前 14 日前からの体温や体調等について確認し、**健康記録表(添付資料 1)**を提出すること。
- iv. 実行委員会は、万が一感染が発生した場合に備え、提出書面を個人情報の取扱いに十分注意しながら、少なくとも 1 か月以上の保存期間を定めて保存すること。
- v. 大会後 14 日以内に参加者等の感染が判明した場合、該当者は実行委員会に速やかに報告すること。

b. マスクの着用等

すべての参加者等は、サージカルマスクを準備し、着用すること。

c. 移動、ミーティング等での留意事項

- i. 参加者等は、移動やミーティング時においても、三つの密を避けること、会話時にマスクを着用する等、感染対策に十分配慮すること。
- ii. 大会の参加に際して飲食を伴う壮行会、祝勝会等の開催は控えること。特に他の学校との競技外での交流は厳に控えること。

d. 十分な距離の確保

- i. 競技中以外は、感染予防の観点から、周囲の人と 1~2m の距離を空けること。

e. 大会中の留意事項

- i. タオルや飲み物等の共用はしないこと。
- ii. ハイタッチ、握手等を控えること。
- iii. 実行委員会は、会場での入れ替わりの際には十分な時間を設定し、出場校同士が接触しないよう配慮を行うこと。

f. 飲食

- i. 指定場所以外で行わせないこと。
- ii. 飲食物を手にする前に、手洗い、手指消毒を行うこと。
- iii. 飲料はペットボトル・ビン・缶や使い捨ての紙コップを使用させ、共有しないこと。
- iv. 周囲の人となるべく距離を取って対面を避け、咳エチケットを徹底すること。
- v. 会話をする時はマスクを着用すること。
- vi. 指定場所は換気を十分に行うこと。

6. 会場設営

会場や共用施設の消毒、清掃などについては施設の一般衛生上の注意に特段の取り決めがなければ、本指針に準ずる。

a. 手洗い場所

- i. 参加者等が手洗いをこまめに行えるよう、手洗い場に石鹼（ポンプ型が望ましい）を用意すること。
- ii. 「手洗いは30秒以上」等の掲示をすること。
- iii. 手洗い後に手を拭くためのペーパータオル（使い捨て）を用意すること、または手洗い後に手を拭くために参加者等にマイタオルを持参させること。
- iv. 布タオルや手指を乾燥させる設備については使用しないようにすること。
- v. 手洗いが難しい場合は、アルコール等の手指消毒剤を用意すること。

b. 更衣室、控え室、休憩スペース

- i. 更衣室、控え室、休憩スペース等（以下「更衣室等」という。）は感染リスクが比較的高いことに留意すること。
- ii. 更衣室等の広さにはゆとりを持たせ、他の利用者と密になることを避けること。ゆとりを持たせることが難しい場合は、一度に入室する利用者の数を制限する等の措置を講じること。
- iii. 更衣室等では、原則としてマスクを着用させること。また、会話は控えさせること。
- iv. 更衣室等で複数の利用者が触れると考えられる場所（ドアノブ、ロッカーの取手、テーブル、イス等）については、こまめに消毒すること。
- v. 換気扇を常に回す、換気用の小窓を開ける等、換気に配慮すること。
- vi. 入退室の前後での手洗いを促すこと。手洗いが難しい場合は、アルコール等の手指消毒剤の使用を促すこと。

c. 洗面所（トイレ）

- i. 洗面所（トイレ）についても感染リスクが比較的高いと考えられることに留意すること。
- ii. トイレ内の複数の利用者が触れると考えられる場所（ドアノブ、水洗トイレのレバー等）については、こまめに消毒すること。
- iii. トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう表示すること。
- iv. 手洗い場には石鹼（ポンプ型が望ましい）を用意すること。
- v. 「手洗いは30秒以上」等の掲示をすること。
- vi. 手洗い後に手を拭くためのペーパータオル（使い捨て）を用意すること、または参加者等にマイタオルの持参を求めること。
- vii. 布タオルや手指を乾燥させる設備については使用しないようにすること。
- viii. 利用者が密な状態になるおそれがある場合は、入場制限を行うこと。
- ix. 換気扇を常に回す、換気用の小窓を開ける等、換気に配慮すること。

d. 用具の管理

- i. 共有する資機材等はこまめに消毒すること。
- ii. 参加者等に資機材の貸出を行う場合は、貸出を行った利用者を特定できる工夫をするとともに、貸出前後に消毒すること。

- e. 大会の会場の環境
 - 室内で実施する場合には、換気の悪い密閉空間とならないよう、換気設備を適切に運転することや、定期的に窓を開け外気を取り入れる等の十分な換気を行うこと。
- f. 施設の入口
 - i. 大会の施設の入口に手指の消毒設備を設置すること。
 - ii. 参加者等が遵守すべき事項のチェックリストを掲示すること。
- g. ゴミの廃棄
 - i. 参加者等に対しゴミ(マスクや鼻水、唾液等がついたもの等)を持ち帰らせることを義務付けるとともに、その内容を周知すること。
 - ii. ゴミを回収する人は、マスクや手袋を着用するとともに、マスクや手袋を脱いだ後は、必ず石鹸と流水で手を洗い、手指消毒すること。
- h. 清掃・消毒
 - i. 不特定多数が触れる環境表面を、競技の開始前、開始後に清拭消毒すること。
 - ii. 手が触れることがない床や壁は、通常の清掃で構わない。
- i. 大会運営スタッフの管理等
 - i. 参加者に準ずる健康管理を行うこと。
 - ii. 常時マスクを着用すること。

7. 感染者や濃厚接触者がチーム内で出た場合の出場可否の考え方(事例)

Q) 昨日(10月25日)チーム内の構成員が濃厚接触者と判断されました。チームは10月30日の選手権に出場可能ですか?

A) 選手権当日までに濃厚接触者のPCR検査の結果が陰性と判明すれば、症状のない選手は出場可能です。

Q) 11月7日に発熱した選手が11月9日に受けたPCR検査で陽性となりました。発熱した選手が最後にチームで練習したのは11月6日でした。チームは11月20日の大会に出場可能ですか?

A) 感染者と最後に接触した11月6日を0日として、14日間活動を休止しなければなりません。大会には出場できません。

8. 参考文献

a. 厚生労働省「新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について」:

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/syoudoku_00001.html

(最終アクセス 2021.09.19)

b. 厚生労働省「身の回りの消毒」:<https://www.mhlw.go.jp/content/000617981.pdf>

(最終アクセス 2021.09.19)

c. スポーツ庁・文化庁「中学生・高校生等を対象とした全国大会・コンクール等における感染拡大予防ガイドライン」[https://www.mext.go.jp/content/20210706-](https://www.mext.go.jp/content/20210706-mxt_kouhou01-000007004_1.pdf)

[mxt_kouhou01-000007004_1.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20210706-mxt_kouhou01-000007004_1.pdf) (最終アクセス 2021.09.19)

d. 全日本柔道連盟.新型コロナウイルス感染症対策と柔道練習・試合再開の指針

<https://www.judo.or.jp/news/503/> (最終アクセス 2021.09.19)

e. 全国救急救命士教育施設協議会「全国救急救命士教育施設協議会(JESA)における

講義・学内実習再開のための指針 ver.2.0」<https://www.jesa-emt.jp/>

(最終アクセス 2021.09.19)

編集履歴

2021年10月1日 第1版発行(全6頁)